

鞍手町分別収集計画書

(第 11 期)

令和 7 年 9 月

鞍 手 町

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項	7

鞍手町分別収集計画

令和7年9月1日

1 計画策定の意義

本町の町づくりは、“ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて”の将来像の実現のため、具体的な施策の大綱を4つの基本目標によって構成している。この4つの基本目標の中で廃棄物処理対策は、基本目標3「魅力的で住みよいまちの実現」の施策12「地球温暖化対策の推進と快適な生活環境の確保」として位置付けられている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物の処理の現状は、宮若市外二町じん芥処理組合による広域的処理体制を確立し処理を行っている。可燃ごみについては、平成14年11月から焼却処理を廃止し、ダイオキシン類対策に優れ環境にやさしいといわれるごみ固形燃料（RDF）化施設にて処理し、不燃物については、粗大ごみの破砕処理の外、ビン、カン、ペットボトルの選別処理を行っている。

RDF化施設を適切に操業していくためには、分別収集の徹底やリサイクル等によるごみの減量化は必要不可欠なものであり、広域的な連携を図り収集業務の拡充と処理施設の適正な維持管理に努めなければならない。また、地球温暖化対策の推進のため温室効果ガスの排出を抑制し環境負荷の低減に努めなければならない。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多数を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③ 町民参加型のごみ減量運動とリサイクル運動の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間（令和 8 年度から令和 12 年度）とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	284 t	280 t	276 t	272 t	268 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては宮若市外二町じん芥処理施設組合を構成する各市町の行政、町民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

①再資源化及びごみ減量化に対する補助制度

自治会、PTA 及び子ども会等の町内のリサイクル活動団体が、対象の資源物を収集し、リサイクルルートに乗せることにに対し奨励金を交付しているが、今後も事業を継続し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

厨芥類のコンポスト及び EM 菌による堆肥化に対し奨励金を交付しているが、今後も事業を継続し、ごみの減量化を推進する。

②町民参加型の取組

令和 7 年度より、町内のリサイクル活動団体に町有地（旧総合福祉センター南側車庫棟）及び備品の貸し出しを行い、資源物拠点回収（以下、「町内資源物拠点回収事業」という）を共催している。今後も事業を継続して、町全体のごみの再資源化や減量化を促進するとともに、リサイクル活動団体を通じ、地域住民に対するごみの適正な分別排出や排出抑制の推進、資源物拠点回収事業の利用推進に取り組む。

③町民に対する分別収集、排出抑制の啓発

町の広報誌やホームページ、SNSを通じ、ごみの分別排出や排出抑制、資源物拠点回収事業の利用推進、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。

④役場庁舎内のごみ減量化

役場庁舎内で発生した弁当ガラや発泡スチロールについて通常のごみとは別に回収を行い、宮若市外二町じん芥処理施設組合が有する選別施設に運搬し、一時保管した後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という）に引き渡している。また、書類やダンボールなどの紙類については、町内の廃棄物再生事業者である大石産業株式会社と委託契約を結び処理している。今後も継続し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、宮若市外二町じん芥処理施設組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	缶
主としてアルミニウム製の容器包装	
主として無色ガラス製の容器包装で、無色のガラス製容器	びん
主として無色ガラス製の容器包装で、茶色のガラス製容器	
主として無色ガラス製の容器包装で、その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主として鋼製の容器包装	13t		13t		12t		12t		12t	
主としてアルミニウム製容器包装	8t		8t		8t		8t		8t	
無色のガラス製容器	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 7t	
	(引渡)量 8t	(独自)処理 0t	(引渡)量 8t	(独自)処理 0t	(引渡)量 8t	(独自)処理 0t	(引渡)量 8t	(独自)処理 0t	(引渡)量 7t	(独自)処理 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t	
	(引渡)量 22t	(独自)処理 0t	(引渡)量 22t	(独自)処理 0t	(引渡)量 21t	(独自)処理 0t	(引渡)量 21t	(独自)処理 0t	(引渡)量 21t	(独自)処理 0t
その他のガラス製容器	(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t	
	(引渡)量 5t	(独自)処理 1t	(引渡)量 5t	(独自)処理 1t	(引渡)量 5t	(独自)処理 1t	(引渡)量 5t	(独自)処理 1t	(引渡)量 5t	(独自)処理 1t
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0.2t		0.2t		0.2t		0.2t		0.1t	
主として段ボール製の容器	2t		2t		2t		2t		2t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 15t		(合計) 15t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理 16t	(引渡)量 0t	(独自)処理 16t	(引渡)量 0t	(独自)処理 16t	(引渡)量 0t	(独自)処理 15t	(引渡)量 0t	(独自)処理 15t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡)量 1t	(独自)処理 0t	(引渡)量 1t	(独自)処理 0t	(引渡)量 1t	(独自)処理 0t	(引渡)量 1t	(独自)処理 0t	(引渡)量 1t	(独自)処理 0t
	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理 0t

【注記】

- ・この表に記載している「引渡」量は、容リ協に引き渡す量を意味します。
- ・この表に記載している「独自処理」は、容リ協に引き渡さず、自ら処理を行う量を意味します。
- ・この表には、自治会等による集団回収量は含まない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

〈算定式〉

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口増減率

なお、人口増減率は、鞍手町一般廃棄物処理基本計画における人口推計値を基に、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
13,838 人 (対前年度比)	13,587 人 (対前年度比)	13,336 人 (対前年度比)	13,085 人 (対前年度比)	12,832 人 (対前年度比)
98.2 %	98.2 %	98.1 %	98.1 %	98.0 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬	選別・保管
金属	スチール製容器	缶	①町による定期回収 宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収 ②町内資源物拠点回収事業	①宮若市外二町じん芥処理施設組合 ②リサイクル活動団体指定の民間事業者
	アルミニウム製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん	①町による定期回収 宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収 ②町内資源物拠点回収事業	①宮若市外二町じん芥処理施設組合 ②リサイクル活動団体指定の民間事業者
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	①宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収 ②町内資源物拠点回収事業	①宮若市外二町じん芥処理施設組合 ②リサイクル活動団体指定の民間事業者
	段ボール	段ボール	①自治会等による集団回収 ②宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収 ③町内資源物拠点回収事業	①民間事業者 ②宮若市外二町じん芥処理施設組合 ③リサイクル活動団体指定の民間事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①町による定期回収 宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収 ②町内資源物拠点回収事業	①宮若市外二町じん芥処理施設組合 ②リサイクル活動団体指定の民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収	宮若市外二町じん芥処理施設組合
	(白色発砲スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	宮若市外二町じん芥処理組合での拠点回収	宮若市外二町じん芥処理施設組合

【注記】

・この表に記載している「缶」「びん」の町による定期回収分については、「びん・缶」として混合収集する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

町による定期回収分（缶・びん・ペットボトル）については、宮若市外二町じん芥処理施設組合の施設で手選別後、圧縮、保管を行っているが、その他宮若市外二町じん芥処理施設組合での拠点回収分については、宮若市外二町じん芥処理施設組合ストックヤードで選別、保管をする。

また、町とリサイクル活動団体での拠点回収分については、回収場所にて一時保管し、リサイクル活動団体指定の民間事業者に引き渡す。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集容器	収集車
金属	スチール製容器	缶	袋 コンテナ	パッカー車 民間再生事業者が有する車両
	アルミニウム製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん	袋 コンテナ	パッカー車 民間再生事業者が有する車両
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	コンテナ	ダンプ車 民間再生事業者が有する車両
	段ボール	段ボール	コンテナ	ダンプ車 民間再生事業者が有する車両
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 民間再生事業者が有する車両
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	コンテナ	ダンプ車
	（白色発砲スチロール製食品トレイ）	食品用トレイ類		

【注記】

- ・この表に記載している「缶」「びん」の町による定期回収分については、「びん・缶」として混合収集する。

12 その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項

現在、固形燃料化施設で製造されたRDFは、石炭の助燃材及びセメントの原料として利用されているが、効率的な燃焼には紙製の容器やプラスチック製の容器が必要不可欠であるため、分別収集は実施していない。

しかしながら、廃棄物の減量や資源の有効利用を図る地域づくりを目指し、資源物拠点回収事業の利用推進・啓発等、町民へごみ減量化への意識・意欲が向上するように、家庭から多く出されるプラスチック製容器包装、段ボール等をRDFの品質に影響しない程度の分別収集を行う。